

鳥取県告示第 738 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目 220)において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
373 号	八頭郡智頭町大字尾見字ホフノサコ 193-2 地先から同大字字立水 486-1 地先まで	平成 18 年 10 月 11 日